

Japanische Industrie-und Handelsvereinigung in Berlin e.V.

## BERLINER LUFT

2005年第1号(2005年3月23日)

ベルリン日本商工会  
編集発行人：岩崎正博  
Charlottenstrasse 10  
14109 Berlin  
TEL:030-8036070  
FAX:030-8038905

### 目次

事務局からのお知らせ

会員紹介

ベルリン日独センター

ビジネスお役立ち情報

#### 1. 事務局報告と催し物のお知らせ

##### (1)事務局報告

・2月25日(金)定例総会開催される

2005年度ベルリン日本商工会定例総会は2月25日に開催され、ご来賓として在ドイツ日本国大使館高島大使、高田参事官、武田専門調査員のご出席を頂き、2004年度会計報告、2005年度事業計画、予算などを承認、新役員を選出いたしました。総会に関しては総会議事録、総会配付資料をご覧下さい。また、新役員の役割分担も決まりましたので以下ご参照下さい。

引き続き、懇親会が36名のご出席を得て盛会に行われた。

##### 2005年度役員

- 上記活動計画に関連し新役員候補の役割担当を以下の通りに決めた。

会長	岩崎正博 (JETRO)	経済・広報渉外・ベルリナルフト
副会長	小川豊 (JVC)	経済・広報渉外・補習校
副会長兼財務幹事	戸田伸一 (SONY)	経済・広報渉外・財務
幹事	竹谷宗久 (東洋グローバル)	経済・広報渉外・日本人学校
幹事	白田 裕 (HITACHI)	広報渉外
幹事	原田俊男 (LTK)	文化・スポーツ・レクリレーション
幹事	甲斐英知 (DIC)	文化・スポーツ・レクリレーション
幹事	上田浩二 (日独センター)	文化・広報

- ・3月14日(月)ベルリン日本人国際学校卒業式 岩崎会長
- ・3月15日(火)KAB-TAKUMA会社設立パーティー 岩崎会長
- ・3月18日(金)ベルリン日本語補習授業校卒業式 松野事務局長
- ・3月19日(土)ベルリン中央学園補習授業校卒業式・入学式 松野事務局長
- ・3月31日(木)日独センター後援会総会
- ・4月20日(水)「日系企業と独交通建設住宅省との意見交換会」予定

##### (2)2005年度ソフトボール大会

第14回ソフトボール大会は会場の都合で例年の5月より早い4月16日(土)10時より従来と同じ会場のEichkamp (Sportanlage Eichkamp, Harbigstr. 40)にて行いますので奮ってご参加下さい。雨天の場合は中止となります。

### (3)学校関係のお知らせ

ベルリンにある三つの日本人学校、補習校の入学式日程と新年度開始は下記の通りです。

学校	卒業式	入学式	春休み（オースター休暇）
ベルリン日本人国際学校	3月14日	4月12日	3月16日~4月11日
ベルリン日本語補習授業校	3月18日	4月07日	3月19日~4月05日
ベルリン中央学園	3月19日	3月19日	3月20日~4月04日

## 2. 会員紹介

この度、商工会に入会させていただきました KAB TAKUMA GmbH です。

当社は株式会社タクマの子会社として当地においてバイオマス（主に木屑）発電事業を手がけている Metz Anlagentechnik GmbH の発電事業部門を譲受け今年の1月に新たにドイツ/ベルリンに設立された会社で旧 Metz 社のバイオマス発電プラントビジネスに加えヨーロッパにおける廃棄物発電プラント建設販売事業の展開をめざしています。3月15日には Berlin Capital Club にてささやかですが日頃よりお世話になっております官、学、財界の皆様にご来場いただき会社設立パーティーを開催いたしました。

日本からは今のところ取締役2名、以下スタッフ全員はドイツ人です。

株式会社タクマは産業用ボイラーから事業を開始し、日本国内において、いち早くから環境関連プラント事業に進出してきました。廃棄物処理発電プラント分野では日本国内でトップシェアを確保し、海外においてもこのようなプラントを納入することで環境問題の解決に貢献してきました。また古くからバイオマス発電プラントも手がけており優れた技術とノウハウを保有しています。KAB TAKUMA GmbH は環境分野での海外事業展開の一環として環境とエネルギー部門のヨーロッパにおけるエンジニアリングベースとなるべく期待されております。

今後とも皆様のご支援、ご指導のほど宜しくお願いいたします。

KAB TAKUMA GmbH

久保田

住所：Möllendorfstr.52 D-10367 Berlin

Tel：030-5465-2003

Fax：030-5465-2113

E-mail：Takashi.kubota@kab-takuma.com

## 3. ベルリン日独センター

4月から「日本におけるドイツ年」が開催されますが、日独の学術の出会いの場として設立されたセンターも、この枠内で10件ほどの催しを計画しています。また今年は「日・EU市民交流年」でもあり、これに関連する催しもいくつかドイツで実施します。さらに今年はセンター設立20周年に当たり、その記念事業も計画しています。

今年最初の大きな催しは、センターで2月10日にオープンした「日本の絵本展」です。シンポジウムとしては、2月28日からベルリンで開かれた「都市シンポジウム」が最初で、都市景観の保存と調和のとれた発展をどのように進めていくかを具体的に議論します。

その後の主な催しをいくつか挙げると、4月半ばに東京で環境問題研究の現状と可能性をめぐるシンポジウムを開催します。そして4月末には、日本が重視している「人間の安全保障」をとりあげて、ベルリンでシンポジウムを予定しています。パネラーとして国連の高等弁務官であった緒方貞子氏も出席される予定です。

この他、東方拡大から一年経た EU の現状、e-Learning、アジアにおける日独の協力の可能性など、意欲的なシンポジウムを予定しています。また、文部科学省と連邦青少年省から委託を受けて、今年から三種類の青少年交流プログラム（相互交流などで計6件）の実施にあたることとなりました。

以上のように、センターは今年もパワフルな活動を予定していますので、今後この紙面を借りて逐次ご報告できることを楽しみにしています。

日独センターの活動にご興味のある方は、<http://www.jdzb.de> をご覧下さい。

ベルリン日独センター 副事務総長 上田浩二

#### 4. ビジネスお役立ち情報

2005年2月25日

下記の報告は発行者であるジェットロ・デュッセルドルフセンター様が発行する「EU環境関連ニュース」2005年2月25日付の一部を同センターのご許可を頂き転載させていただきましたものです。同センター様の転載ご許可にお礼申し上げます。

#### ドイツのWEEE、RoHS法遂に施行へ（緊急報告）

2005年2月25日

日本貿易振興機構（JETRO）

デュッセルドルフセンター

ドイツのWEEE、RoHS法案（電気電子機器リサイクル法）についきましては、1月21日にドイツ連邦衆議院を通過し、2月18日に連邦参議院において過半数で承認され、3月1日から施行されることになりました。

製造者は、2005年11月から登録をして、市場にだされた機器についての廃棄保証を証明することが必要となります。この時点から2006年3月から回収した廃機器を引き受けるために自治体にコンテナを提供しなければなりません。ドイツの電子電気産業界は、廃電子機器レジスター財団（EAR）を設立しましたが、官庁（連邦環境局）の権限を伴うレジスターによってフェアな競争の保持が監視されることとなります。また、製造者は、2006年7月から鉛などの特定な危険物質を使うことができなくなります。

消費者は、廃コンピュータ、廃テレビ及びその他の廃電気電子機器を無料で自治体の回収所に渡すことができるようになります。

#### [ドイツ電気電子機器リサイクル法案の通過]

2005年1月21日にドイツ連邦衆議院議会は『電子及び電気機器の市場化、引取そして環境調和性のある廃棄に関する法律：Gesetz über das Inverkehrbringen, die Rücknahme und die umweltvertragliche Entsorgung von Elektro- und Elektronikgeräten（電気電子機器法）』を議決しました。この法案に賛成したのは与党のSPD（社民党）と緑党、そして野党のキリスト教民主同盟（CDU）とキリスト教社会同盟（CSU）でした。野党であり、常にドイツの政治のキャスティンボードを握るリベラル政党の自由民主党（FDP）は票決を棄権しました。本法案の基本原則である分離生産責任（自治体と製造者で生産責任を分担することを指す）を自治体が行うことができるのかについて最後まで懐疑的であったようです。

いずれにしても、本法案は2月18日の連邦参議院議会において過半数で承認され、3月から施行されることとなります。

#### [議決されたドイツのWEEE、RoHS法の内容（2004年9月の閣議決定法案との相違点）]

住民一人当たり4kgのスタート時期（第一条）

法案では『2006年から個人世帯から住民一人当たり年間平均最低4kgの廃棄機器が分離回収されるべきである』となっていたところを『2006年12月31日迄に個人世帯から住民一人当たり年間平均最低4kgの廃棄機器が分離回収されるべきである』と変更されました。

EU廃電子ダイレクティブ(2002/96/EG)の第5条:分離回収の(5)では加盟国は2006年12月31日までに国民一人当たり年間4kgの廃電子機器を回収しなくてはならないとされています。そしてこの『一人当たり4kgを回収する』ということは本来は各加盟国政府の責任です。EU廃電子ダイレクティブの期限をそのままドイツ国内規制に明記したことになりますが、そのことはドイツ政府の責任を自ら明確にしたことを意味することでもあります。次のように検査・報告の条項が加わりましたが、この4kg回収も含めて検査し議会に報告するということであり、連邦政府にとってはかなり厳しいことになりなるのではないかと思います。

#### 検査・報告条項の追加(第一条)

新たに下記の内容が加わりました。『連邦政府は第9条から第13条までの規則の廃棄物経済的効果を本法が施行されてから遅くとも5年後に検査する。その検査結果を連邦政府は連邦衆議院と連邦参議院に報告する。』この条文は自治体からの要請によって付け加えられたものだとされています。なお、廃車規制の場合は施行後1年後に連邦環境省が連邦議会で『廃車規制施行1年後の状況』として報告しましたが、施行後1年というのは余りにも短時間過ぎて実態を掴み切れなかったようです。2003年になって、連邦政府ではなく州政府が廃車からの大型プラスチック部品とガラスの取外し義務を延期する決定を下しましたが、その理由はそれらの部品の経済的に成立するリサイクリングルートがないことでした。

電気電子機器法に関しては、最初の法案が発表された時点で既に自治体は人的にも費用の面でも施行は難しいとしていました。回収拠点を設置し消費者からの回収を引き受けるには、担当者の教育から始めなくてはならず、財源の乏しい自治体には負担が大き過ぎるということです。ある自治体の代表は、『消費者が回収所に持ち込む廃棄機器の数が増える週末には担当者が処理に追われ、分別回収どころではなくなり、全ての機器を一つのコンテナに放り込んでしまうことが起こるだろう』と言っています。

また、2005年1月19日にフランクフルトで開催されたZVEIとBITKOM主催のコンファレンスでもドイツ市町村会議(Deutscher Staedttag)のJens Lattmann氏は、下記の点を自治体の疑問点として挙げています。

- ・廃機器の処理において誰がどの費用をどのような理由で受け持つのか。
- ・どのような義務をドイツ政府は公共の廃棄物処理事業者の課すのか。
- ・引取所にもたらされた廃機器に関して自治体にはどのような利用の可能性があるのか。

特に自治体にとって興味があるのは3つ目についてです。もし自治体の裁量によって引取所に集められた廃機器を処理できるのであれば、リサイクリング業者に渡さず自身でスクラップ市場に渡し自治体自身が利益を上げたいと考えているようです。実際に多くの自治体は環境部門を独立させ企業として活動させています。電気電子機器法第3章について( )、自治体が指定された廃機器の内独自にこの法律に従って処理ができると判断した場合は、製造者又は製造者が指定した処理業者に渡さず自身で処理してもかまわない、即ち、この廃機器については自身で二次原料市場に渡して十分に採算が取れると自治体が判断した時には、自身の裁量で廃棄物ビジネスをすることができるということです。例えば現時点では中国からの金属スクラップや廃プラの引き合いが多く、二次原料は高値で取引されているため、自治体は金属分の占める割合の多い大型家電機器を自身で扱いたがるものと見られています。それに対して、基盤等の材料ごとに選別分離しにくい部品が多くを占める民生用電子機器は自治体から敬遠され、製造業者は大きな負担を強いられることになるものと予測されています。このようなことがあるものですから、遅くとも5年後に見直すことについては、規制を改訂できるチャンス、即ち自治体のコストを再検討する機会を与えられたことを歓迎しているわけです。

#### (注)第3章 収集、回収、処理そして利用義務

公共の廃棄物処理事業者は、3カ月前に共同組織に告知した場合、その都度最低1年間は第4項に記載されているある特定のグループの廃機器の全てについて引取準備業務を免除される。公共の廃棄物処理業者はこの廃機器を再利用するか又は第11条に従って処理し、第12条に従

って廃棄処理しなくてはならない。第13条1項3節～7節、第3項第6節及び第13条4項は有効である。

5つに減った引取所に置かれるコンテナの数  
閣議決定案では、自治体が用意する廃機器の引取所には下記の6つの種類に分別収集できるように6つのコンテナが用意されることになっていました。

1. 大型家電機器、自動販売機
2. 冷却機器
3. 情報技術および通信技術機器、民生用電子機器
4. ブラウン管機器（テレビおよびモニター）
5. ガス入放電ランプ
6. 小型家電機器、照明器具、電子及び電気工具、玩具、スポーツ及びレクリエーション機器、医療機器、監視および制御機器

通常閣議決定案が出た後に連邦議会（連邦衆議院議会）と連邦参議院議会は法案の内容についての折衝に入ります。今回その段階で州政府の代表で構成される連邦参議院議会が自治体の意見を取り入れて分別収集するコンテナを5つにする事を要求し、議決された法律では下記の5種類に変更されました〔第9条(4)〕。

1. 大型家電機器、自動販売機
2. 冷却機器
3. 情報技術および通信技術機器、民生用電子機器
4. ガス入放電ランプ
5. 小型家電機器、照明器具、電子及び電気工具、玩具、スポーツ及びレクリエーション機器、医療機器、監視および制御機器

テレビ又はコンピューター等のモニターであるブラウン管機器の分類を止めて、そのかわり情報技術及び通信技術機器、民生用電子機器のコンテナにブラウン管だけを納められる個所を付け、テレビやコンピューターを廃棄する時に、それについているブラウン管機器も同じコンテナに入れる事ができるようにしました。

また『ガス入り放電管』以外は30立方メートルに達した場合に共同組織に対し用意できた容器を引き取るように連絡することになっています（ガス入り放電管は3立方メートルで連絡する）。

さらに、個々の廃機器の材料や部品の把握における場所的な問題やそのリサイクル、再利用における特殊性を考慮した場合、全ての引取所で扱えないか又は扱わない方が良い場合もあります。そのため、議決された法律の第9条『分別収集』の(3)では、公共の廃棄物処理事業者はそれぞれの引取所で引取る廃機器グループの種類を限定できることが書き加えられました。

#### [ 共同組織への参加 ]

この法律が施行されてから3か月以内に製造者と輸入業者は、共同組織を設置しなくてはなりません。各業者はそこに登録し、自治体の設置する回収拠点（引取所）からの廃機器の引取等について共同組織の指示に従わなくてはなりません。将来はそこに登録しない業者は製品を市場に出す事ができなくなるわけです。日本の企業が十分に気をつけなくてはならないのは、ドイツ政府もドイツの産業界もシステムに『ただ乗り』する製造業者や輸入業者を徹底的にドイツ市場から排除する姿勢を見せていることです。『ただ乗り』は包装材リサイクルでも大きな問題となりました。『ただ乗り』即ちグリーンポイントの使用料金（ライセンス料）を払わずに自身の製品の包装材にグリーンポイントをつけている製造業者や輸入業者は今でも存在します。個々の業者の状況を調べ、法的手段を講じていくことは大変費用も時間もかか

ることです。廃電子及び電気機器の場合は、そのシステム構築に着手した時点からドイツ政府は徹底した手段をとることになっているとのことです。即ち、共同組織に登録する事がその製品をドイツで市場化する前提条件にしまったのです。

**[ 今後のスケジュールとまとめ ]**

ドイツの電気電子機器法の核となる共同組織『EAR』はすでに出来上がっており、法律施行と同時に業務を開始できる状態にあります。登録は法律の施行後 8 カ月以内に行われることとなります。つまり、2005年3月に法律が施行され、市場に出された製品はそれから8カ月後の11月までに登録を終えなくてはならないということです。そして4ヶ月の準備期間を置いて2006年3月から製造業者と輸入業者の廃機器引取義務がスタートすることになります。その4カ月の間に各引取所には5種類のコンテナが用意することになります(用意するのは製造業者と輸入業者)。

以上

**【EU環境関連ニュースのご案内】**

ジェットロ・デュッセルドルフセンターではEU環境関連ニュースを定期的に配信しています。最新号(05年2月5日号)の目次は下記のとおりです。配信ご希望の方はメール・アドレス [hashiguchi@d.jetro.de](mailto:hashiguchi@d.jetro.de) にお申しください。

**【環境リサイクル関連】**

- ・ 独リサイクル業界の成長率、05年は0.75%
- ・ ごみ処理場、新規則に対応できるのは半分程度
- ・ EU廃家電指令、独で8月施行の見通し
- ・ 使用済み電子・電気製品の回収、消費者のコスト負担はゼロ
- ・ DPF搭載車を税優遇、政府が法案作成
- ・ DPF市場規模、5年で7倍の見通し
- ・ ドイツの包装材リサイクル業界、品質保証制度の創設を提案
- ・ 輸入缶飲料、デポジットなしで販売開始
- ・ ラントベル、ザールラント州にも進出
- ・ 独物流大手CCR、電子・電気製品のリサイクルで提携企業を公募

**【エネルギー関連】**

- ・ ドイツ バイオエネルギーの普及が進む
- ・ ドイツの再生可能エネルギー業界団体、緑の党の政策目標を支持
- ・ ドイツ 既存の発電所は再生可能エネルギーで代用が可能
- ・ 海上風力発電施設の建設計画で関係業界が対立
- ・ ドイツの一次エネルギー消費、ほぼ横ばい
- ・ 風力発電市場が縮小、業界は海上発電プロジェクトに期待
- ・ ザクセン・アンハルト州、ソーラー・セル生産のメッカに
- ・ EU4カ国が排出権取引指令に対応せず、欧州委が提訴
- ・ 独野党連合、再生可能エネルギー関連技術の輸出振興を求める
- ・ 独NRW州、公的機関によるバイオ燃料駆動型車の購入で最大80%を負担